

集合動産譲渡担保・集合債権譲渡担保の設定に関する実務上の課題

弁護士 松尾博憲

本報告は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（以下「法」という。）の下での集合動産譲渡担保権及び集合債権譲渡担保権の設定に関する実務上の課題について検討することを目的とする。

法 40 条は、譲渡担保動産の種類と譲渡担保動産の所在場所その他の事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲（動産特定範囲）によって特定された動産を、一体として、動産譲渡担保契約の目的とすることができるとする。この規定の下における動産特定範囲の特定方法については、種類による特定が必要であるとされる一方で、所在場所による特定は必須でないこととされており、これらの改正が特定方法に与える影響が問題となる。前者の問題については、「動産一切」「在庫一切」といった特定方法の可否として議論される。これに対して、後者の問題に関しては、動産譲渡登記制度についても、譲渡担保動産の所在場所によって動産特定範囲を指定することを必須としない改正が予定されている。これらの改正が、集合動産譲渡担保権の目的となる動産の特定方法についてどのような影響を与えるのか、どの程度包括的な担保設定が可能なのかという問題について、所在場所を指定しない特定によって執行実務に生じ得る影響も考慮しつつ、検討を試みる。なお、集合動産譲渡担保権の設定については、動産特定範囲に動産が所在しない状態において設定した場合における対抗要件具備の可否も議論の対象となっているが、動産特定範囲の特定方法は、この問題とも関連して検討が必要と考えられる。

集合債権譲渡担保権については、組入義務の対象となる（法 95 条）、破産手続開始決定等によって固定化する（法 107 条 1 項）等の集合債権譲渡担保契約特有の規定の適用対象となる点で違いが生じることから、債権譲渡担保契約の対象が将来債権を含む場合に集合債権譲渡担保契約該当性が問題となることが想定される。集合債権譲渡担保契約は、譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲（債権特定範囲）によって特定された債権を一括として目的とするものであることが要件とされているところ（法 53 条）、どのような方法によって債権特定範囲が指定されると集合債権譲渡担保契約に該当するかという点は、実務上の関心事項となる。この問題は、将来債権譲渡の特定方法に関して判示したこれまでの判例（最判平成 11 年 1 月 29 日民集 53 卷 1 号 151 頁等）の考え方と集合債権譲渡担保契約特有の規定が導入された趣旨を踏まえた検討が必要であると考えられる。

また、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合には、破産手続開始決定等による固定化の効力が生じないこととされているが（法 107 条 2 項）、この場合には、管財人は共益債権等を弁済するために支出した金額を集合債権譲渡担保権者から償還させることができることになる（同条 4 項）。このような規律の下で、果たしてどのような場合に「別段の定め」をすることに実務上の意義があり、また、留意すべき問題があるかについて、検討する。